

補助対象設備 の区分	補助要件
太陽光発電設備	1. 常用の設備であること。 2. 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。 3. 設置する設備に関して、この要綱による補助金若しくは市の他の補助金又は国庫補助金が原資となる他の補助金等の交付を受けていないこと。 4. 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。 5. 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること。 6. 補助金対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させられるものであること。 7. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）のに認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 8. 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 9. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）。特に、次のア～シは全て遵守すること。 - ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 - イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 - ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。 - エ 1つの場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 - オ 20kw以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を伴う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 - カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 - キ 補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 - ク 接続契約をしている一般配送電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力しなければならない - ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 - コ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。 - サ 補助対象設備の解体・撤去等に係る排気筒費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 - シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者保険等に参加するよう努めること。

	10. PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金相当分が控除されていること及び補助事業者により導入した保証対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 11. リースの場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金相当額がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金相当額が控除されていること及び補助対象事業者により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な書類を具備すること。 12. リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 13. 次のア、イのいずれかを満たすこと。 ア 需要家の敷地内に補助事業対象により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の 50%以上とすること。 イ 需要家の敷地外に補助対象事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
--	---